

外国人の方のための納税ガイド

～松伏町に住む外国籍の方へ、町税の納付方法について御案内します～

1. 主な町税の種類

(1) 個人住民税

毎年1月1日現在、日本国内に居住し、一定以上の所得がある人に対して課税されます。
税額は、その人の前年の所得を基礎に算定されます。

(2) 固定資産税・都市計画税

毎年1月1日現在、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税されます。

(3) 軽自動車税（種別割）

毎年4月1日現在、排気量が660cc以下の車やバイクなどを所有している方に課税されます。

(4) 国民健康保険税

勤務先の健康保険に加入していない方や自営業、アルバイト等の方は国民健康保険に加入し、保険料を「国民健康保険税」として納めます。

2. 納める時期

| 税目／納付月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 個人住民税（普通徴収）※ | | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | | 4期 | | |
| 固定資産税・都市計画税 | | 1期 | | 2期 | | | | | 3期 | | 4期 | |
| 軽自動車税（種別割） | | 全期 | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険税 | | | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | |

※会社から給与を支給されている方は、会社が給与から個人住民税を天引きし、納付している場合もあります（特別徴収）。あなたの会社が特別徴収をしているかどうか、必ず確認してください。

3. 納める方法

納税通知書を持参し納期限内に下記の場所で納める方法と、口座振替の方法があります。

| 納税方法 | 納税できる場所 |
|---|---|
| 町の窓口 | 松伏町役場内 会計室 |
| 銀行等 | 埼玉りそな銀行、りそな銀行、さいかつ農協、みずほ銀行、栃木銀行、武蔵野銀行、足利銀行、三井住友信託銀行、城北信用金庫、埼玉縣信用金庫、足立成和信用金庫 |
| 郵便局等 ※納期限内のみ取扱います。 | 東京都／埼玉県／神奈川県／千葉県／群馬県／栃木県／茨城県／山梨県の ゆうちょ銀行及び郵便局 |
| コンビニエンスストア ※金額・納付時期によっては利用できない場合もあります。 | MMK設置店／くらしハウス／スリーエイト／生活彩家／セイコーマート／セブンイレブン／タイエー／デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ハセガワストア／ハマナスクラブ／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／ヤマザキスペシャルパートナーショップ／ヤマザキデイリーストア／ローソン／ローソンストア100 |
| 口座振替 | 納期限ごとに、自動的に金融機関口座から引き落とされる制度です。 納め忘れが防げて大変便利です。申込方法は、窓口へお問い合わせください。 |

4. 納税に関するQ & A

Q 1. 日本人でなくても税金を納めなくてはならないのですか？

A 1. はい。日本に住む人は、国籍に関係なく全ての人が税金を納めなければなりません。
納めていただいた税金は、教育、土木、福祉、医療等さまざまな分野の事業を進めるための財源となっています。

Q 2. 納期限までに税金を納めないと、どうなりますか？

A 2. 納期限の翌日から、納付日までの日数に応じて延滞金が計算され、本税と一緒に納付しなければなりません。つまり、納期限内に納めた場合よりも多い金額を支払うこととなります。
納めないまましていると督促状が届き、財産の差押え等の滞納処分を受けることとなります。
財産の差押えとは、預貯金や生命保険等の債権を取り立てて、税金に充当することです。

Q 3. 納税通知書が届きましたが、生活が苦しく、すぐに納めることが困難です。

A 3. そのままにせず、速やかに窓口へ御相談下さい。
災害や盗難にあたり、病気や失業等の理由で税金を納めることが難しい場合は、納税を猶予（納められない額について、納付期間を延長すること）したり、減免（税金の一部又は全部を免除すること）が受けられる場合等があります。

Q 4. 税金を賦課されたことについて不服がある場合は、どうすればよいですか？

A 4. 納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、町長に対して書面で不服申立てをすることができます。
詳細は、窓口へお問い合わせください。

Q 5. 納税証明書や所得証明書がほしいのですが、どうすればよいですか？

A 5. 窓口もしくは郵送で申請することができます。申請書に記入し、必要な書類を添付して申請してください。詳細は、窓口へお問い合わせください。

Q 6. もうすぐ帰国する予定ですが、税金はどのようにすればよいですか？

A 6. 帰国前に税金を全額納めるか、代わりに納めてくれる方（＝納税管理人）を決めて、窓口へ届け出てください。詳細は、窓口へお問い合わせください。

5. お問い合わせ先

町税について御不明な点があれば、下記窓口へお問い合わせください。

【日本語のみ】

| | |
|-------------------------|--------------|
| 町税の納付について | 048-991-1835 |
| 個人住民税・軽自動車税（種別割）の賦課について | 048-991-1833 |
| 固定資産税・都市計画税の賦課について | 048-991-1831 |
| 国民健康保険税の賦課について | 048-991-1868 |
| 町税の証明について | 048-991-1809 |